

平成28年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成28年9月29日（木）

午前11時から正午まで

場所：南三陸町役場2階

中会議室

出席者

審査会会長	佐藤徳憲
委員（会長職務代理者）	加茂川融
委員	及川透
委員	工藤真弓
委員	東忠宏

南三陸町（庶務担当課）

総務課長	三浦清隆
総務課課長補佐	大森隆市
総務課主幹	
兼総務法令係長	岩淵武久
総務課主査	石澤友基（委員紹介まで）
総務課主事	武内那菜

南三陸町（審議案件担当課）

企画課震災復興企画調整監	檀浦現利（審議第1号のみ）
企画課企画情報係長	小野寛和（審議第1号のみ）
企画課主事	松本裕生（審議第1号のみ）

日程

委員紹介

選任第1号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について

選任第2号 南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について

審議第1号 オンライン結合による個人情報の提供について

その他

会議の記録

(開会前において町長挨拶。挨拶終了後町長退席)

午前 11 時 開会

事務局（三浦総務課長）

ただ今より、平成 28 年度第 1 回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会といたします。

審査会条例の第 5 条第 1 項によりまして、この会議につきましては会長の議長により進行いただくところでございますが、改選後第 1 回目の会議でありますことから、その会長につきましては、この後の互選となります。

平成 24 年 2 月に審査会において制定をいただいております審査会の運営規程、その第 3 条におきまして、委員の改選後、会長が互選されるまでの間は年長の委員が会長の職務を行っていただることとされております。

つきましては、本日の会議、選任第 1 号により会長が互選されますまでの間、年長の委員であります佐藤徳憲委員に、会長の職務執行者として議長をお務めいただきます。佐藤委員、会長席に御移動の上、よろしくお願ひします。

佐藤会長職務執行者

それでは、総務課長からお話をありがとうございましたが、年長の委員が仮議長ということでありますので、この後、選任第 1 号により会長が互選されるまでの間、会長の職務執行者として議長を務めます。よろしくお願ひします。

初めに、本日の審査会の会議成立につきまして、確認をいたします。

審査会条例の第 5 条第 2 項において、審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない旨が定められております。本日の会議には、5 名の委員全員に御出席をいただいておりますので、この会議は成立いたしておりますことを御確認ください。

次に、会議録署名委員の指名に関し、御了解をお願いします。

この会議の会議録につきましては、審査会の運営規程第 7 条により、庶務をして調製の上、会長とその指名する委員 1 名が署名することとされております。

この会議録署名委員の指名につきましては、選任第 1 号において会長が定まった後の指名といたしますので、御了解願います。

それでは、次第の 2 番、委員紹介について、事務局お願ひします。

事務局（三浦総務課長）

それでは、議事に入ります前に、改選後第1回目となる会議でありますことから、あらためて委員の皆様並びに庶務を担当する町総務課の職員について御紹介いたします。

お配りしております名簿、お名前カナのアイウエオ順となりますが、その順により御紹介いたします。

はじめに、行政書士の及川透委員でございます。及川委員におかれましては、平成19年の審査会設置後、これまでの3期に渡り委員に御就任いただいており、また、その間、会長職務代理者の職にも就いていただいております。

次に、土地家屋調査士、また、行政書士でもあられます加茂川融委員でございます。加茂川委員におかれましては、昨年度まで、町の附属機関であります都市計画審議会、その会長をお務めいただいております。

次に、工藤真弓委員でございます。工藤委員におかれましては、現在、町の附属機関であります環境審議会の委員に御就任いただいておりますほか、これまで、総合計画審議会の部会員等も広くお務めいただいております。

次に、佐藤徳憲委員でございます。佐藤委員におかれましては、平成25年度まで、町の職員として、産業振興課長、総務課長、選挙管理委員会書記長などを歴任いただいております。

次に、仙台弁護士会から御推薦を賜りました弁護士の東忠宏委員でございます。東委員におかれましては、弁護士法人東法律事務所を開設され、気仙沼市のほか、本町におかれましても業務を御展開いただいております。

続いて、審査会の庶務を所管いたします町の総務課の職員について御紹介申し上げます。

総務課長補佐の大森でございます。総務法令係長の岩淵でございます。主査の石澤でございます。主事の武内でございます。なお、審査会の直接の庶務につきましては、係長の岩淵を主担当として、石澤及び武内を副担当として対応をいたします。最後に、総務課長の三浦です。よろしくお願いします。

以上、委員並びに職員の紹介といたします。

なお、主査の石澤につきましては、他の業務に従事させます関係から、この後退室となりますことを御了承願います。

佐藤会長職務執行者

これより、本日の議事に入ります。

選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局（岩淵）

ただいま上程がなされました選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の互選について、御説明申し上げます。

この選任第1号の根拠となりますのは、審査会条例の第4条第1項となります。本日お手元に配布の冊子、その1ページ目を御確認いただければと思います。

審査会条例の第4条第1項では、この審査会に会長を置き、委員の互選により定めていただくこととされております。

委員皆様による互選ということとなっておりますので、選任方よろしくお願ひいたします。

佐藤会長職務執行者

選任第1号に係る事務局の説明が終わりました。

委員の互選により会長を選任すると定められておりますので、委員皆様の御意見を伺いたいと思います。

選任の方法など、委員の皆様から御発言がありましたら、お願ひしたいと思います。

及川透委員

それでは、私からよろしいでしょうか。

佐藤会長職務執行者

及川委員。

及川透委員

推薦によって多数決ということでいかがでしょうか。

佐藤会長職務執行者

推薦をいただきまして、その推薦された方々につきまして委員の多数決で決するということでよろしいですか。

（異議ない旨の声あり）

それでは、委員の推薦がありましたら、お願ひします。

及川透委員

よろしいでしょうか。

佐藤会長職務執行者

どうぞ。及川委員。

及川透委員

佐藤徳憲委員を推薦します。

佐藤会長職務執行者

佐藤徳憲ということで推薦がございましたが、委員の皆様の御意見をお伺いします。

(異議ない旨の声あり)

それでは、委員の皆様からも賛成ということで推薦いただきましたので、会長に、佐藤徳憲を選任したいと思います。よろしいですか。

(異議ない旨の声あり)

それでは、会長を佐藤徳憲と決定いたします。

暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開します。

選任第1号につきましては、ただ今のとおりと決定となります、事務局からなにかありましたら、お願ひします。

事務局（岩淵）

ただ今、選任第1号で会長が互選されました。お手数ですが、審議資料への会長のお名前の御記入について、各委員よろしくお願ひいたします。

以上であります。

佐藤会長

それでは、引き続き議事を進行いたします。

選任第2号に入ります前に、審査会運営規程の第7条第2項に定める会議録への署名委員について指名いたします。

暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開します。

本日の会議の会議録署名委員として、及川透委員を指名いたします。及川委員、よろしくお願ひします。

それでは次に、選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会

長の職務を代理する委員の指名についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（岩淵）

ただいま上程がなされました選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会の会長の職務を代理する委員の指名について、御説明申し上げます。

この選任第2号の根拠となりますのは、審査会条例の第4条第3項となります。さきほどと同じく、冊子資料の1ページ目を御確認いただければと思います。

審査会条例の第4条第3項では、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときにおいては、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理することとされております。

つきましては、この選任第2号において、いわゆる会長職務代理者について佐藤会長により御指名いただくものであります。

会長による御指名となっておりますので、選任方よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開します。

選任第2号の会長職務代理者を指名したいと思います。

会長職務代理者には、加茂川融委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

関連して事務局からなにかあれば、お願いします。

事務局（岩淵）

ただ今、選任第2号により、会長職務代理者として加茂川融委員が指名されました。お手数ですが、審議資料へのお名前の御記入について、各委員よろしくお願ひいたします。

また、庶務担当から引き続き申し上げます。次の議題となります審議第1号につきましては、諮問側である町長の事務部局からの説明員として、企画課職員の出席を求めております。これより入室といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

佐藤会長

お願ひします。

暫時休憩といたします。

(説明員 (町企画課職員 3名) 入室)

佐藤会長

再開します。

それでは、審議第1号、オンライン結合による個人情報の提供についてを議題といたします。

まず、審査会事務局の説明を求めます。

事務局 (岩淵)

それでは、審議第1号、オンライン結合による個人情報の提供について、御説明申し上げます。

この審議第1号につきましては、あらかじめ委員の皆様に関係する資料を送付いたしております案件となります。

本日、すでにお送りいたしております資料一式について改めてお手元に配布いたしておりますが、平成28年9月5日付で町長から諮問がなされました、いわゆるコンビニ交付の実施ためのオンライン結合に関し、御審議いただくものです。

まず、諮問の根拠につきましては、南三陸町個人情報保護条例の第11条第2項、冊子資料の36ページ目を御確認いただければと思います。

次に、その諮問に対し審査会において御審議いただくことにつきましては、審査会条例の第2条第1項、その第2号となるものであります。冊子資料では、1ページ目となります。

以上、庶務側からといたしまして、審議の実施等についての御説明となります。よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

審査会事務局からの説明が終わりました。

本日の会議には、あらかじめ、審査会条例第6条第5項の規定により、諮問実施機関から説明を求めるることとして、関係職員に出席をいただいています。

早速、諮問実施機関側の説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願ひします。

諮問実施機関説明員 (檀浦震災復興企画調整監)

企画課震災復興企画調整監の檀浦でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードとなります、こちらを利用したものといたしまして、住民票等のコンビニエンスストアでの交付を行いたいと考えております。その際に、オンライン結合による個人情報の提供といったことが必要となってまいります。その件について、こちらの審査会で御審議いただくといったことで御説明に上がりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、担当から御説明をいたします。

諮詢実施機関説明員（小野）

企画情報係長の小野と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、5種類の資料を用意しております。

まず、個人番号カードについて御説明申し上げます。マイナンバーまるわかりガイドといった資料を御覧願います。

個人番号カードにつきましては、国民の利便性の向上、行政の効率化などを目的といたしまして、マイナンバー制度により導入されております。個人認証のツールとしてマイナンバーが利用されておりますが、当該サービスにおける情報提供といったことの目玉としまして、ICが内蔵されているカードを利用して、e-Taxなどの電子申請や、今回のコンビニ交付として住民票が取れるといったことができるござることとなっております。

それでは、本題であります住民票等のコンビニエンスストアでの自動交付機による交付に係るオンライン結合による個人情報の提供について、御説明申し上げます。資料といたしましては、別添資料としております資料となります。

対象業務につきましては、役場の窓口において交付しております各種証明書の一部につきまして、コンビニエンスストアでも交付できるようにするといった業務となります。コンビニ交付の概要といたしましては、申請者、マイナンバーカードをお持ちの方が、コンビニエンスストアなどの多機能端末機に個人番号カードを読み込ませ、暗証番号が認証された後、証明書の種類や部数を選択、多機能端末機に料金を投入し、証明書の発行を受けるといった仕組みとなっております。

利用及び提供する個人情報でございますが、住民情報、印鑑登録情報、税情報の3種類が対象となります。これにつきましては、今現在において本町が予定しております交付証明書の種類は、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、課税証明書、所得証明書、この5種の交付に当たり必要となる個人情報となっております。

次に、本サービスが利用できる店舗としましては、主要コンビニエンスストアのほか、Aコープ北東北、セイコーマート、イオンリテール、コミュニティ・ストア、Aコープ鹿児島、セーブオンなど、全国各地の店舗となります。また、全国の市町村のうち、8月1日現在で245市町村がコンビニ交付を実施しております。宮城県内では、仙台市、名取市、多賀城市、大崎市が実施しております。つい最近では、9月から登米市でも開始となっております。本サービスは、この店舗で、午前6時30分から午後11時まで利用できることとなっております。

本業務の実施に当たり詰問いたします事項としまして、別紙のコンビニ交付サービス業務フロー、コンビニ交付サービスシステム構成図を併せて御覧願います。

コンビニ交付の実施に当たりましては、町は、既存の住民情報システムの運用に係る委託業者、現在ではテクノマインド株式会社、そちらを介して、地方公共団体情報システム機構、通称J-LIS、そちらが管理運営するJ-LIS証明書交付センターの広域交付サーバと町の証明書発行サーバを通信回線により結合いたします。

J-LISの広域交付サーバと全国各地のコンビニエンスストアに設置されている多機能端末機もオンラインで接続されておりまして、申請者の申請内容に応じた各種証明書のデータが送付され、多機能端末機により証明書等が発行されるといったシステムとなっております。

交付までの流れとなりますが、まず、マイナンバーカードをお持ちの方がコンビニに行きまして、多機能端末機にカードをかざします。そうしますと、そのカードのデータが証明書交付センターに送られまして、JPKI認証方式による本人確認が行われます。その次に、証明書交付センターから、本町の基幹系システム関連委託業者であるテクノマインド株式会社へ証明書の発行指示が出されます。その指示を受けまして、テクノマインド株式会社は、町の住民情報サーバと住基連携アプリによる連携作業などを実施しまして、申請情報の取りまとめを行い、町の証明書発行サーバへ証明書発行の指示を出します。町の証明書発行サーバでは、証明書のPDFデータを作成し、それをテクノマインド株式会社へ返信いたします。テクノマインド株式会社で受信した証明書のPDFデータは、料金データ等を加えまして、証明書交付センターに送られます。証明書交付センターで受信した証明書データについては、偽造防止の加工処理が施され、コンビニ店舗に設置の多機能端末機に送信されます。そうしますと、コンビニの多機能端末機から証明書が発行されるといった流れとなっております。

業務フロー資料の赤の点線で囲んである部分が、今回のオンライン結合により個人情報の提供に該当することとなりまして、実施機関以外のJ-LIS

S、テクノマインド株式会社とのオンライン結合による個人情報の提供、これを開始してよろしいか伺うものであります。

実施体制上のセキュリティ対策につきましては、まず、使用回線についてでございますが、コンビニ交付サービスに係るデータ通信回線については、コンビニ事業者と証明書交付センターの間は専用線を使用いたします。SSL通信による通信内容の暗号化を実施しております、個人情報漏洩の防止対策を施しております。また、証明書交付センターと本町までの間は、LG WAN回線、総合行政ネットワークといったものでございますけれども、行政専用のネットワークでございまして、通常のインターネットから切り離されたネットワークとなります。この高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク回線を使用するため、情報の覗き見や改ざんがされるといった心配は一切ありません。

発行する証明書につきましては、先ほども若干申し上げましたとおり、多機能端末機から取得できる証明書は改ざん防止専用紙ではなく、A4サイズの普通紙を用いていますが、証明書には、けん制文字、スクランブル画像、偽造防止検出画像などの偽造・改ざん防止処理を施しております、証明書の偽造や改ざんを防いでいます。そのイメージにつきましては、別添資料の最後のページに記載しております。

最後に、発行証明書のデータにつきましては、証明書を発行しました後は、証明書交付センター、コンビニに設置してある多機能端末機、これらには、作成された証明書のデータは一切保存されない仕組みとなっております。そうしたこと、個人情報漏洩対策に万全を期しているといったものでございます。

個人情報の提供に係る法令については、資料の10番に記載しているとおりでございます。

説明としましては、以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

諮問実施機関担当課による説明が終わりました。

説明のあった事項、また、各委員あらかじめ目を通していただいた中での御質問などありましたら、お願いします。

専門性のある部分もありますので、暫時休憩といたします。

佐藤会長

再開します。

この諮問案件に対する今後の手続等について、事務局からお願いします。

事務局（岩淵）

本日、諮問実施機関側として、町の企画課から説明がありました。今後引き続き、各委員におかれまして、改めて御確認したい、あるいはシステム、仕組みといった部分に改善を求めるなどといったこともあるものと想います。

事務局としての提案となりますが、改めて、各委員に照会書といいますか、御質問、御意見をいただく様式をお送りをしまして、その後に、それに対する諮問実施機関側の回答、あるいは改善策等について取りまとめをさせていただきまして、次回、第2回目となる会議としたいと考えております。

第2回目の会議につきましては、10月下旬から11月上旬までの間にとを考えますが、委員皆様の御質問、御意見の状況に照らし、第2回目では答申の案なるものの作成も、場合によっては可能なのかなとも考えております。改めての日程調整となります、よろしくお願ひいたします。

佐藤会長

休憩間にいろいろと意見が出されました、その意見の取扱いについて、第2回会議に向けて事務局から何かありますか。

事務局（岩淵）

本日、休憩間にお出しいただいた御意見、御質問等につきまして、休憩間ではありますが、答申に至るまでの手続においては改めて整理をいたしたいと考えております。

また、休憩間における質疑応答につきまして、やはりその要旨的なものについては、会議録に別紙的な形で併せて記録したいと思いますが、その点に關し御了解をいただければと思います。

及川透委員

ちょっとよろしいでしょうか。

佐藤会長

及川委員。

及川透委員

お尋ねしたいんですが、町が審査会に諮る事項といったことがあると思いますが、その規定は何条になりますか。

佐藤会長

事務局。

事務局（岩淵）

審査会条例の列記を御覧いただくことが適當だと思いますが、冊子資料の1ページ目にあります所掌事務の部分、第2条第1項の各号の部分について御確認をいただければと思います。こちらが、審査会のいわゆる権能に当たる項目と考えます。

佐藤会長

及川委員、よろしいですか。

及川透委員

例えば、先ほどの手数料といったことについては、審査会の審議の対象とはならないということですか。

事務局（岩淵）

手数料の金額などにつきましては、この審査会の対象とはされておりません。手数料徴収条例として、議会における審議をいただきまして見直し等がなされることとなります。

及川透委員

そうしますと、先ほど休憩間に申し上げた高齢者の方々に対する手数料の検討などは一切関係しないということで、今回の件において、手数料といった点に住民の方々から苦情などが寄せられた場合は町の対応ということですね。審査会は関係しない、できないということで。

佐藤会長

一旦、休憩といたします。

佐藤会長

再開します。

それでは、審議第1号については、今後、事務局から説明のあった対応により手続を進めることでお願いします。

企画課の方々には、お疲れ様でした。ありがとうございました。

（ 説明員（町企画課職員3名）退室 ）

佐藤会長

次第の4番、その他となりますが、各委員からありましたらお願ひします。ないようであれば、事務局、お願ひします。

事務局（岩淵）

それでは、庶務でもあります総務課といたしまして、情報公開条例に基づく開示の実施状況と個人情報保護条例の運用状況といったことについて、その他として御報告を申し上げます。

はじめに、関係する条例の条文につきまして御説明いたします。

まず、情報公開条例に基づく開示の実施状況につきましては、情報公開条例の第20条におきまして、町長は、毎年度、各実施機関における行政文書の開示の実施状況を取りまとめ、公表することとされております。冊子資料では、13ページ目となっております。

次に、個人情報保護条例の運用状況についてであります。個人情報保護条例の第42条におきまして、町長は、毎年度、各実施機関における条例の運用状況についてとりまとめ、公表することとされております。冊子資料では、48ページ目となっております。

平成27年度におけるそれぞれの状況といたしまして、各実施機関に対する照会結果にも基づき、お手元に配布の参考資料のとおり取りまとめております。

情報公開条例に基づく開示につきましては、町長の事務部局のみが実績を有し、計14件の開示を行っております。

個人情報保護条例の運用状況につきましては、こちらも町長の事務部局のみが実績を有し、開示1件のみを行っておりまして、他の取扱いについての実績はありません。

なお、以後におきましては、公表といたしまして、町の広報紙等により、町民の皆様にお知らせをする予定といたしております。

以上であります。

佐藤会長

それでは、本日の会議については、終了といたします。

以上をもちまして、平成28年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を閉会とします。御苦労様でした。

正午 閉会

休憩間における質疑応答の要旨

質問 住民票の写しに記載される項目は、どういった内容となるのか。例えば、本籍や筆頭者が入るとか、前住所地が入るとか、そうした点は、どういった仕組みとなるのか。

また、証明書を出力する用紙は、普通のコピー用紙か。

↓

回答 全部事項、一部事項、それぞれについて発行が可能であり、証明事項が選択できる。

証明書の用紙自体は、普通のコピー用紙となる。

質問 サービスの時間帯を午前6時30分から午後11時までとしたのはどうしてか。

↓

回答 全国統一として、J-LISの証明書交付センターの稼働時間に合わせたものとしている。

質問 交付を受けた証明書を入れる封筒などは考えていないのか。証明書の交付を受けた後、引き続きコンビニ内で買物をすることも通常として考えられる。個人情報保護の観点からも検討すべきではないか。

↓

回答 全てのコンビニ等に、町が封筒を一律に用意するのは困難であると考えている。

質問 通常の役場窓口における交付手数料とコンビニ交付の場合の交付手数料に違いはあるのか。

↓

回答 通常の役場窓口における交付手数料は1通につき200円、コンビニ交付の場合は1通につき150円としている。

質問 証明書用紙に違いがあるということだが、いずれも有効な証明書であるものの、場合によっては、その証明書を受け取る側、受理する側が証明書として用いることの可否について判断することとなるのか。

↓

回答 当然に効力には差がなく、いずれも有効な証明書に変わりないが、受け取る側でこうした判断をする必要があるのであれば、その受け取る側の判断となる。

質問 発行までの時間は、どの程度要するのか。

↓

回答 発行ボタンの押下からは数秒程度と考えるが、操作全体となると3分程度有することを確認している。多機能端末機のメーカーによっても差がある。

質問 マイナンバーカードの交付実績は、どの程度か。

↓

回答 町民の方に対し、7月末で750枚を超える交付を行っている。

質問 オンライン結合といったこととは逸れるが、料金がコンビニでは150円、役場窓口では200円となっている。通常、便利な方が高いといったことも考えられるのではないか。高齢者に対する配慮も検討すべきでは。

↓

回答 無人化による人件費分の軽減を行っており、行政改革といった側面からも進めたいと考えているシステムである。審査会の休憩間において御意見をいただいたということについては、今後の参考としたい。

以上